

社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会 グリーン社会小委員会の合同開催について

○趣旨

国土交通省におけるカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーの取組を加速し、グリーン社会の実現に貢献するため、社会資本整備審議会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 20 日）第 1 条及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 21 日）第 1 条の規定により、それぞれグリーン社会小委員会（以下「両委員会」という。）を設置し、国土交通省の環境分野の施策のとりまとめに向けた調査審議を行う。

○両委員会の合同開催

両委員会は、合同会議として開催する。

○検討スケジュール

9 月以降、月 1 回程度開催し、令和 7 年春頃を目途に調査審議の成果をとりまとめる。

○調査審議の成果

調査審議の成果については、「国土交通省環境行動計画」の改定に向けた環境部会の調査審議に活かす。

**社会資本整備審議会環境部会グリーン社会小委員会
交通政策審議会交通体系分科会環境部会グリーン社会小委員会
合同会議の運営に関する申し合わせ**

令和6年9月10日

社会資本整備審議会環境部会グリーン社会小委員会委員長

交通政策審議会交通体系分科会環境部会グリーン社会小委員会委員長

社会資本整備審議会環境部会グリーン社会小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会グリーン社会小委員会（以下「両委員会」という。）合同会議の運営について、以下の通り申し合わせる。

（合同会議の座長）

- 第1 合同会議には座長を置く。座長は、両委員会の委員長のうちから、互選により選任する。
- 2 座長は、議長として会議の議事を整理する。

（委員以外の者の出席）

- 第2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（会議の議事録及び議事の公開）

- 第3 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

- 第4 この要領に定めるもののほか、会議の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、両委員会の委員長が相談の上、最終的に座長が定める。

(参考)

社会資本整備審議会環境部会
グリーン社会小委員会の設置について

令和 6 年 9 月 2 日
社会資本整備審議会
環境部会長 決定

国土交通省におけるカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーの取組を加速し、グリーン社会の実現に貢献するため、社会資本整備審議会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 20 日）第 1 条の規定により、グリーン社会小委員会を設置し、国土交通省の環境分野の施策のとりまとめに向けた調査審議を行う。

グリーン社会小委員会の運営については、社会資本整備審議会環境部会運営規則の定めによるほか、議事の手続きその他の運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が定めるものとする。

社会資本整備審議会環境部会
グリーン社会小委員会 委員名簿
(令和6年9月10日時点)

(五十音順・敬称略)

- 石田 東生 筑波大学名誉教授
- 伊藤 聡子 事業創造大学院大学客員教授
- 勝見 武 京都大学大学院地球環境学堂教授
- 高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター教授
- 竹内 純子 NPO法人国際環境経済研究所理事・主席研究員
- 田辺 新一 早稲田大学理工学術院創造理工学部建築学科教授
- 中村 太士 北海道大学名誉教授

○委員長

(参考)社会資本整備審議会環境部会運営規則(抄)

(小委員会の設置)

第1条 環境部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成12年政令第299号)第4条第5項の「委員等」を言う。以下同じ。)は、環境部会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を環境部会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(参考)社会資本整備審議会運営規則(抄)

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

(参考)

交通政策審議会交通体系分科会環境部会
グリーン社会小委員会の設置について

令和 6 年 9 月 2 日
交通政策審議会交通体系分科会
環境部会長 決定

国土交通省におけるカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーの取組を加速し、グリーン社会の実現に貢献するため、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 21 日）第 1 条の規定により、グリーン社会小委員会を設置し、国土交通省の環境分野の施策のとりまとめに向けた調査審議を行う。

グリーン社会小委員会の運営については、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則の定めによるほか、議事の手続きその他の運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が定めるものとする。

交通政策審議会交通体系分科会環境部会

グリーン社会小委員会 委員名簿

(令和6年9月10日時点)

(五十音順・敬称略)

- | | |
|---------|------------------------|
| 大久保 規子 | 大阪大学大学院法学研究科教授 |
| 大橋 弘 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 塩路 昌宏 | 京都大学名誉教授 |
| 羽藤 英二 | 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授 |
| 二村 真理子 | 東京女子大学現代教養学部教授 |
| 村山 英晶 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 |
| ○ 山内 弘隆 | 一橋大学名誉教授 |

○委員長

(参考)交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則(抄)

(小委員会の設置)

第1条 環境部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等(交通政策審議会交通体系分科会運営規則第2条第2項の「委員等」をいう。以下同じ。)は、環境部会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を環境部会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、交通政策審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(参考)交通政策審議会運営規則(抄)

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。